

パブリッククラウド連携に関する APPLICの取り組み



2019年10月18日
一般財団法人全国地域情報化推進協会
吉本明平

IoT時代における自治体の課題 (2016年ころ)

現状： 自前主義

すべて自前で準備

自力調達可能な機能範囲でサービスデザインしようとする



今後： パブリッククラウド活用

IoT時代に対応するにはパブリッククラウドの高度技術 (AI, BI, SNS連携など) 活用が必須



課題： 住民データをパブリッククラウドで処理してよい？

自治体の不安を解消するための新たなルール作りが必要

パブリッククラウドと
基幹系業務が連携
するには新たなルー
ルが必要

電子母子手帳

防災対策

高齢者・
子供見守り

パブリッククラウドで展開されるサービス

連携

地域情報プラットフォーム
で標準化された業務

住基

税

福祉

国保

介護

地域情報プラットフォーム

連携

行政システム高度化
アーキテクチャ

- 連携データ標準
- プライバシー対応ルール
- サービスの認定基準 etc.

課題：住民データをパブリッククラウドで処理してよい？

自治体の不安を解消するための新たなルール作りが必要

母子健康手帳の閲覧

出典：総務省資料

ICカード・スマートフォンを活用した母子健康情報管理

課題

- ✓ 健康管理の分野においては、医療機関や小学校、幼稚園等における健康診断情報などが一元的に管理されておらず、市民にとって情報を入手しにくい状況であることが課題。

実証内容

- ✓ 幼児や児童を持つ世帯を対象に、過去の母子健康手帳の記録を電子化。現在の健康記録と結びつけ、予防接種記録や医療機関、保健センター、小学校等における検診情報も記載することで、一貫した子供の健康情報を提供。ICカードをリーダー等にかざすだけでログインできるシステムを実装。
- ✓ また、診療所や拠点病院等の医療機関間で検査画像等の画像情報を共有し、ICカードを用いた個人認証により閲覧出来る仕組みを構築。
- ✓ 個人番号カードの配付開始後は、個人番号カードを使用予定。

成果・効果

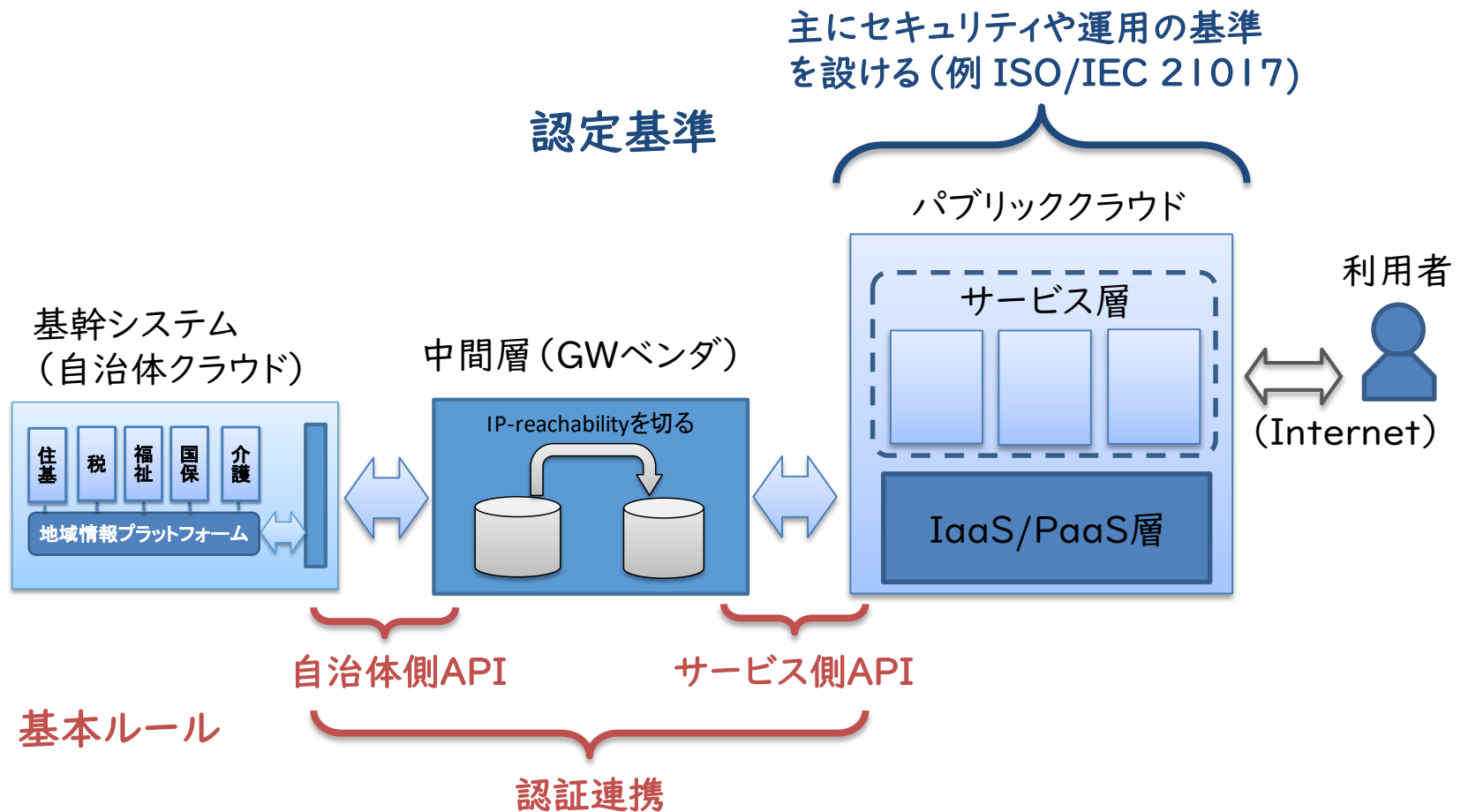
- ✓ 電子母子健康手帳については、実証実験に参加した市民へのアンケートでは8割以上がサービスの継続・実用化を希望。現在、広告モデル等によるサービスの無料提供を検討中。
- ✓ 上記システムの自立的・継続的な運営を担う組織を設立(平成27年3月)。

群馬県前橋市は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業(H25・26年度)を実施。



使うなら、ちゃんと考えて使おう

クラウド・データ利活用検討TFでの整理 (2018年)



地方公共団体における
個人情報利用パブリッククラウドサー
ビス活用ガイドライン
(β版)

注意：本書はβ版であり、記載内容はすべて検討段階のものです。
APPLIC においてどのような検討がなされているかを広報することが目的であり、記載内容は決定されたものではなく、一切拘束性はありません。
本書は APPLIC クラウド・データ活用検討 TF における 2018 年度検討内容をもとに作成されています。最終的な決定稿については 2019 年度末までの完成を目指して作業を継続しています。

2019 年 10 月 3 日
一般財団法人全国地域情報化推進協会

		<ul style="list-style-type: none"> 3 適切なアカウント管理がなされていなければならない 4 適切なアクセスコントロールがなされていなければならない
2 性能・サービス品質		
1	性能	<ul style="list-style-type: none"> 1 性能に関するモニタリングの仕組みを持たなければならない 2 業務継続性を担保する仕組みを持たなければならない 3 十分な拡張性を持たなければならない
2	サービスレベル	<ul style="list-style-type: none"> 1 SLAが提示されていなければならない
3 事業		
1	経営	<ul style="list-style-type: none"> 1 法人格を持っていなければならない 2 提供されるサービスの遂行に足りる十分な財政基盤を持ち健全な経営を行っていないなければならない
2	事業継続性	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業継続計画を策定していなければならない 2 サービス変更・終了時の事前通告に関する取り決めを持たなければならない 3 サービス変更・終了時の代替サービス紹介等の対応策が提示されていなければならない
3	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 1 法令を遵守していなければならない 2 コンプライアンス担当役員を置き、必要な組織体制をもっていないなければならない 3 個人情報保護指針を策定していなければならない 4 情報セキュリティ方針を策定していなければならない 5 問い合わせ、苦情窓口が設置されていなければならない 6 日本国内法が適応されるサービスでなければならない 7 利用規約等で国外法の適応を求めないサービスであることを推奨する

